

赤城姫・淵名姫派遣要綱

(目 的)

第1条 赤城姫・淵名姫の派遣は、赤城山を中心とした観光キャンペーンレディとして、前橋市の観光振興のために寄与することを目的としていることから、(公財)前橋観光コンベンション協会主催事業をはじめ公共性の高い事業を中心に積極的かつ広範囲に参加する。

(派遣申請)

第2条 派遣申請があった場合は、次により手続きを行う。

- (1) 派遣申請者は、指定の申請書に必要事項を記入し、実施計画書・開催要項等と共に原則として派遣要請日の前々月の末日までに(公財)前橋観光コンベンション協会事務局(以下「事務局」と言う)に提出する。
- (2) 申請書受理後、速やかに事務局にて派遣事業の可否について検討する。
- (3) 派遣事業としての決定後、事務局にて赤城姫・淵名姫と日程調整のうえ、派遣要請への回答を申請者に行う。

(派遣時間)

第3条 赤城姫・淵名姫の派遣時間は、原則として1日8時間程度とする。

- 2 派遣要請の希望時間が、事業等の内容により第1項によりがたい場合、その都度協議のうえ決定する。

(謝 金)

第4条 派遣謝金は原則一人当たり10,000円(諸経費含む)とする。なお、短時間(4時間以内)の派遣謝金は一人当たり5,000円(諸経費含む)とする。
ただし、前条第2項の場合は派遣謝金についてもその都度協議のうえ決定する。

- 2 謝金支払方法は、派遣後1週間以内に事務局に現金で支払うか、請求書に記載された指定の口座に振り込むものとする。

(交通費及び宿泊費等)

第5条 派遣場所が前橋市内の場合は、特別な場合を除き交通費は不要とする。

- 2 派遣場所が市外の場合についての交通費及び宿泊費(宿泊を要する場合は)、原則として申請者の実費負担とする。

(保 険)

第6条 赤城姫・淵名姫に対する保険は、別に定める規程で指定した範囲で事務局が加入するが、事業内容等により必要な場合には申請者が別途保険加入するものとする。

(食 事)

第7条 派遣時間内に昼食等食事を伴う場合は、原則として申請者が用意する。

(服 装)

第8条 派遣する赤城姫・淵名姫の服装は、原則として事務局が指定したものを着用する。

- 2 事業内容により上記以外の服装を着用する場合には、事前に協議のうえ了解を得ることとする。なおこの場合の経費は申請者の負担とする。

(その他)

第9条 その他の派遣に関する条件は次のとおりとする。

- (1) 申請者は、派遣される赤城姫・淵名姫が使用する駐車場及び控室等事務局からの要請に対してできる限り配慮する。
- (2) 派遣当日の赤城姫・淵名姫への指示者を明確にし、事前打ち合わせをする。
- (3) 派遣申請書の内容等に変更が生じた場合は、速やかに事務局へ連絡を行い協議する。
- (4) この派遣要綱に規定された以外の条件等に関して、申請者より申し出があった場合には、事務局において協議決定する。